

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月21日
【会社名】	日本住宅ローン株式会社
【英訳名】	The Mortgage Corporation of Japan, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 安 藤 直 広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03-6701-7710
【事務連絡者氏名】	業務役員 天 部 雅 和
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03-6701-7684
【事務連絡者氏名】	業務役員 天 部 雅 和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2025年10月20日開催の取締役会において、2025年10月29日開催予定の臨時株主総会における承認等の所定の手続きを経た上で、2025年11月27日(予定)を効力発生日として、当社の単独株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)により、持株会社(完全親会社)である「日本住宅ローングループ株式会社」(以下、「持株会社」といいます。)を設立することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本株式移転の目的

当社は、高品質な住宅に対し、「良質で安心な住宅ローンを安定的に供給」し、お客様の豊かな住生活実現の「夢の懸け橋」となることを基本方針としております。「当社の事業は社会貢献である」と位置づけ、お客様のご意見・ご要望を広く取り入れながら、お客様の満足度を最優先とするきめ細かい金融サービスのご提供に努めております。

住宅ローンは長期に亘るため、当社も持続的な発展を目指し、そのために、リスク管理能力を高めるとともに、新築向けの住宅ローンだけでなく、リフォームローンや、リバースモーゲージといった分野でも、常に「革新的なビジネスモデルの担い手」であるために挑戦を続けてまいります。

当社は、今後も提携ハウスメーカーとともにお客様のご意見・ご要望に沿う新たな商品を開発し、また「革新的なビジネスモデルの担い手」であり続け、住宅ローンに関連する新たなサービスを提供するため持株会社体制に移行することとしました。

(2) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)、その他の株式移転計画の内容

① 本株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

② 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	日本住宅ローングループ株式会社 (完全親会社)	日本住宅ローン株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注1) 株式移転比率

これにより当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

(注2) 本株式移転により交付する新株式数

普通株式40,000株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

③ 本株式移転の日程

臨時株主総会基準日	2025年3月31日
株式移転計画承認取締役会	2025年10月20日
株式移転計画承認臨時株主総会	2025年10月29日(予定)
持株会社設立登記日(効力発生日)	2025年11月27日(予定)

④ その他の株式移転計画の内容

その他の株式移転計画の内容は、別添「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)の算定根拠

① 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当てることといたします。

② 算定の経緯、算定機関との関係

上記①の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(4) 本株式移転後の株式移転設立完全親会社の概要(予定)

商号	日本住宅ローングループ株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安 藤 直 広
資本金の額	1億円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理ならびにそれに付帯する業務

別添

株式移転計画書(写)

日本住宅ローン株式会社(以下「当社」という。)は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「本持株会社」という。)を設立するための株式移転を行うことにつき、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

(株式移転)

第1条 本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日(第6条に定義する。以下同じ。)において、当社の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行う。

(本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「日本住宅ローングループ株式会社」と称し、英文では、「The Mortgage Corporation of Japan Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、東京都渋谷区とし、本店の所在場所は、東京都渋谷区代々木二丁目1番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

(本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称)

第3条 本持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く)の氏名は、次のとおりとする。

安藤 直広、加藤 教幸

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

藤田 徹、福田 義展、乾 憲司、日沖 智広、戸張 博次

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

(本株式移転に際して交付する本持株会社の株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当社の株主に対し、その有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時時点で発行している普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当社の株主に対し、その有する当社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
1億円
- (2) 資本準備金の額
1億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本持株会社の成立日)

第6条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2025年11月27日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第7条 当社は、本持株会社成立日の前日までに、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項につき、株主総会の決議(会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を求めるものとする。

(本計画の効力)

第8条 本計画は、第7条に定める当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第9条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第10条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2025年10月20日

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
日本住宅ローン株式会社
代表執行役 安藤 直広

日本住宅ローングループ株式会社定款

総 則

第1条(商号)

当社は、日本住宅ローングループ株式会社と称し、英文ではThe Mortgage Corporation of Japan Group, Inc. と表わす。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理すること並びにこれに関連又は付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- ① 貸金業
 - ② 信用購入あっせん業、割賦債権買取業
 - ③ 前払式特定取引業
 - ④ 住宅ローン事務代行
 - ⑤ 不動産の売買若しくは交換又は不動産の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介
 - ⑥ 損害保険の代理業
 - ⑦ 生命保険の募集業
 - ⑧ 支払金の請求事務の代行その他資金の受払いに関する業務の代行及び金銭債権、有価証券並びに信託受益権の保有及び売買
 - ⑨ 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
 - ⑩ 住宅等建物の建設、販売、賃貸及び管理並びに土地の造成及び販売
 - ⑪ 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定並びにコンサルティング業
 - ⑫ 家具・インテリア用品・住宅関連用品(ホームファニッシング商品)の企画・開発、販売事業
 - ⑬ 家具・インテリア・住宅関連用品の販売、トータルプランニング
 - ⑭ 家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売
 - ⑮ 債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権管理回収業
 - ⑯ 特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって、債権管理回収業に該当しないもの
 - ⑰ 支払代金の請求業務
 - ⑱ 集金代行業務
 - ⑲ 第15号から第18号に付随する事務の受託
 - ⑳ 債権の売買及びその他の金融業
 - ㉑ 信用調査に関する業務
 - ㉒ 情報処理業務の受託
 - ㉓ 第15号から第22号に関する事業の仲介、代行、調査及びコンサルティング
 - ㉔ 個人金融に係る信用保証並びに信用調査
 - ㉕ 第24号に係る不動産の調査、鑑定
 - ㉖ 第24号に係る担保物件に関する損害保険代理業務
- 前各号に関連又は附帯する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会
監査等委員会
会計監査人

第5条(公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載してこれを行う。

第1章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は40,000株とする。

第7条(売主追加請求の排除)

当社は、自己の株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

第8条(株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第9条(相続人等に対する売渡請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第10条(株式取扱規則)

当社の株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、株式取扱規則による。

第11条(基準日)

1. 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらずその必要を認めたときは、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とみなすことができる。

第2章 株主総会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条(開催場所)

定時株主総会及び臨時株主総会は、当会社の本店で開催されるものとするが、当会社の本店以外においても本店に隣接する地域内で取締役会の指定する場所において開催できるものとする。

第15条(株主総会の招集権者)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第16条(株主総会の議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第17条(株主総会の決議)

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第19条(株主総会の議事録)

株主総会の議事録は、会社法第318条第1項に定めるところに従い作成する。

第3章 取締役・取締役会

第20条(取締役の員数)

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、3名以内とする。

当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

第21条(取締役の選任)

1. 取締役の選任は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって行う。
2. 前項の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票の方法によらないものとする。

第22条(取締役の任期)

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠又は増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了すべき時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

第23条(代表取締役及び役付取締役)

1. 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。
2. 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定する。また、当社は必要に応じ、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名を選定することができる。

第24条(取締役会の招集)

1. 取締役社長は、取締役会を招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順に従って他の取締役が招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役に対して発しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第25条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行う。

第26条(取締役会決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第27条(取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、会社に保存する。

第28条(取締役の責任免除)

1. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金500万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第29条(取締役の報酬)

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

第30条(取締役会規則)

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会規則による。

第4章 監査等委員会

第31条(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定できる。

第32条(監査等委員会の招集)

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条(監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数によって行う。

第34条(監査等委員会の議事録)

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した委員が記名押印又は電子署名を行い、会社に保存する。

第35条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第5章 計算

第36条(事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条(剰余金の配当等)

1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、前項に定める事項を株主総会の決議によっては定めない。
3. 当会社は毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)をすることができる。

第38条(除斥期間)

配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れる。また、未払いの配当金には利息はつけないものとする。

第6章 附則

第39条(最初の事業年度)

当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から令和8年3月31日までとする。

第40条(附則の削除)

本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除するものとする。

以上